

議案第10号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の率の改正を行う。

また、令和7年4月1日施行を予定する日野町職員等の旅費に関する条例の一部改正に合わせ、旅費制度を改正するもの。

2 改正内容

・期末手当の支給月数の引上げ

支給月数を0.05月引上げ（現行3.40月⇒改正3.45月）

・日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に準ずる

3 附則

施行期日 令和7年4月1日

(参考)

		6月期	12月期
令和6年度 期末手当	議員	1.70月（支給済み）	1.70月（支給済み）
令和7年度 期末手当	議員	1.725月	1.725月

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ別表のとおりとする。 2～4 略 (費用弁償) 第3条 略 2 前項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、種目ごとに定義される各種目の費用及び額は、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の規定を準用する。 (期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	(議員報酬) 第2条 議員報酬は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ別表第1のとおりとする。 2～4 略 (費用弁償) 第3条 略 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。 (期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

別表 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
略	略
	別表第2 (第3条関係)
	1 内国旅行の旅費
	略
	日当の額
	略
	2 外国旅行の旅費
	国家公務員の7級以上の職にある者の外国旅行の旅費の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。